

○電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を改正する省令 新旧対照表

（傍線部は改正部分）

改正案	現行
<p>（特定無線局の対象とする無線局）</p> <p>第十五条の二 （略）</p> <p>2 法第二十七条の二第二号の総務省令で定める無線局は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 広範囲の地域において同一の者により開設される無線局に専ら使用させることを目的として総務大臣が別に告示する周波数の電波を使用する基地局（次号に掲げるものを除く。）</p> <p>二 屋内その他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれがない場所に設置する基地局</p> <p>三 広範囲の地域において同一の者により開設される無線局に専ら使用させることを目的として総務大臣が別に告示する周波数の電波を使用する陸上移動中継局</p> <p>（特定無線局の無線設備の規格）</p> <p>第十五条の三 法第二十七条の二の総務省令で定める無線設備の規格は、次の各号に掲げる無線局に応じ、それぞれ当該各号に掲げるものとする。</p> <p>一～九 （略）</p> <p>十 前条第二項第一号に規定する基地局</p> <p>(1) 設備規則第四十九条の六の四第一項に規定する技術基準のうち基地局に係るもの（次号(1)及び(2)に掲げるものを除く。）</p> <p>(2) 設備規則第四十九条の六の五第一項に規定する技術基準のうち基地局に係るもの（次号(3)及び(4)に掲げるものを除く。）</p> <p>(3) 設備規則第四十九条の六の九第一項に規定する技術基準のうち基地局に係るもの（次号(5)及び(6)に掲げるものを除く。）</p> <p>(4) 設備規則第四十九条の二十八に規定する技術基準のうち基地局に係るもの（次号(7)及び(8)に掲げるものを除く。）</p> <p>(5) 設備規則第四十九条の二十九に規定する技術基準のうち基地局に係るもの（次号(9)及び(10)に掲げるものを除く。）</p> <p>十一 前条第二項第二号に規定する基地局</p> <p>(1)～(10) （略）</p> <p>十二 前条第二項第三号に規定する陸上移動中継局</p>	<p>（特定無線局の対象とする無線局）</p> <p>第十五条の二 （略）</p> <p>2 法第二十七条の二第二号の総務省令で定める無線局は、<u>屋内その他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれがない場所に設置する基地局とする。</u></p> <p>（特定無線局の無線設備の規格）</p> <p>第十五条の三 法第二十七条の二の総務省令で定める無線設備の規格は、次の各号に掲げる無線局に応じ、それぞれ当該各号に掲げるものとする。</p> <p>一～九 （略）</p> <p>十 <u>前条第二項に規定する基地局</u></p> <p>(1)～(10) （略）</p>

(1) ~~設備規則第四十九条の六に規定する技術基準のうち陸上移動中継局に係るもの~~

(2) ~~設備規則第四十九条の二十八に規定する技術基準のうち陸上移動中継局に係るもの~~

(3) ~~設備規則第四十九条の二十九に規定する技術基準のうち陸上移動中継局に係るもの~~

(登録の対象とする無線局)

第十六条 法第二十七条の十八第一項の総務省令で定める無線局は、次に掲げるものとする。

一 設備規則第四十九条の八の三に規定する技術基準に係る無線設備を使用する空中線電力が~~一ワット以下~~の基地局

一の二(十) (略)

(簡易な操作)

第三十三条 法第三十九条第一項本文の総務省令で定める簡易な操作は、次のとおりとする。ただし、第三十四条の二各号に掲げる無線設備の操作を除く。

一 (略)

二 法第二十七条の二に規定する特定無線局 (~~同条第一号に掲げるもの(航空機地球局にあつては、航空機の安全運航又は正常運航に関する通信を行わないものに限る。)~~に限る。)の無線設備の通信操作及び当該無線設備の外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさないものの技術操作

三(五) (略)

六 次に掲げる無線局 (適合表示無線設備のみを使用するものに限る。)の無線設備の外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさないものの技術操作

(1) 基地局 (~~第十五条の二第二項第二号に規定するものであつて、設備規則第四十九条の六の四第一項及び第三項、第四十九条の六の五第一項及び第三項、第四十九条の六の九第一項及び第三項、第四十九条の二十八第一項、第二項、第五項及び第七項又は第四十九条の二十九第一項、第二項、第五項及び第七項に規定する技術基準に適合する無線設備を使用するものに限る。以下「フェムトセル基地局」という。)~~

(2) (五) (略)

七・八 (略)

(備付けを要する業務書類)

第三十八条 法第六十条の規定により無線局に備え付けておかなければなら

(登録の対象とする無線局)

第十六条 法第二十七条の十八第一項の総務省令で定める無線局は、次に掲げるものとする。

一 設備規則第四十九条の八の三に規定する技術基準に係る無線設備を使用する空中線電力が~~一〇ミリワット以下~~の基地局

一の二(十) (略)

(簡易な操作)

第三十三条 法第三十九条第一項本文の総務省令で定める簡易な操作は、次のとおりとする。ただし、第三十四条の二各号に掲げる無線設備の操作を除く。

一 (略)

二 法第二十七条の二に規定する特定無線局 (~~航空機地球局にあつては、航空機の安全運航又は正常運航に関する通信を行わないものに限る。)~~の無線設備の通信操作及び当該無線設備の外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさないものの技術操作

三(五) (略)

六 次に掲げる無線局 (適合表示無線設備のみを使用するものに限る。)の無線設備の外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさないものの技術操作

(1) 基地局 (~~第十五条の二第二項に規定するものであつて、設備規則第四十九条の六の四第一項及び第三項、第四十九条の六の五第一項及び第三項、第四十九条の六の九第一項及び第三項、第四十九条の二十八第一項、第二項、第五項及び第七項又は第四十九条の二十九第一項、第二項、第五項及び第七項に規定する技術基準に適合する無線設備を使用するものに限る。以下「フェムトセル基地局」という。)~~

(2) (五) (略)

七・八 (略)

(備付けを要する業務書類)

第三十八条 法第六十条の規定により無線局に備え付けておかなければなら

ない書類は、次の表の上欄の無線局につき、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

(表略)

注

一～三 (略)

2～5 (略)

6 電子申請等(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第百五十一号。以下「情報通信技術利用法」という。)第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う同法第二条第六号に規定する申請等をいう。以下同じ。)により、第一項及び第四項の規定により無線局に備え付けておかなければならない書類のうち次の各号に掲げるものに係る電磁的記録を提出した無線局については、当該書類に係る電磁的記録(総務省の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された当該書類に係る電磁的記録をいう。以下この項及び第八項において同じ。)を必要に応じ直ちに表示することができる方法(当該書類に係る電磁的記録を直ちに表示することが困難又は不合理である無線局については、当該書類に係る電磁的記録の内容を確認することができる方法として総務大臣が別に告示する方法をいう。第八項において同じ。)をもつて、当該書類(第一号から第四号までに掲げるものにあつては、当該書類の写し)の備付けとすることができる。

一～五 (略)

7 前各項の規定にかかわらず、包括免許に係る特定無線局に備え付けておかなければならない書類は免許状(第十五条の二第二項第一号及び第三号に掲げる無線局にあつては、免許状及び法第二十七条の六第三項の規定による届出書の写し)とし、当該包括免許に係る手続を行う包括免許人の事務所に備え付けなければならない。

8 電子申請等により、前項の規定により包括免許に係る特定無線局に備え付けておかなければならない法第二十七条の六第三項の規定による届出書に係る電磁的記録を提出した無線局については、当該届出書に係る電磁的記録を必要に応じ直ちに表示することができる方法をもつて、当該届出書の写しの備付けとすることができる。

9・10 (略)

(定期検査の実施時期)

第四十一条の三 無線局の免許(再免許を除く。)の日(包括免許に係る特定無線局(第十五条の二第二項第一号及び第三号に掲げるものに限る。)にあ

ない書類は、次の表の上欄の無線局につき、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

(表略)

注

一～三 (略)

2～5 (略)

6 電子申請等(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第百五十一号。以下「情報通信技術利用法」という。)第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う同法第二条第六号に規定する申請等をいう。以下同じ。)により、第一項及び第四項の規定により無線局に備え付けておかなければならない書類のうち次の各号に掲げるものに係る電磁的記録を提出した無線局については、当該書類に係る電磁的記録(総務省の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された当該書類に係る電磁的記録をいう。以下この項において同じ。)を必要に応じ直ちに表示することができる方法(当該書類に係る電磁的記録を直ちに表示することが困難又は不合理である無線局については、当該書類に係る電磁的記録の内容を確認することができる方法として総務大臣が別に告示する方法)をもつて、当該書類(第一号から第四号までに掲げるものにあつては、当該書類の写し)の備付けとすることができる。

一～五 (略)

7 前各項の規定にかかわらず、包括免許に係る特定無線局に備え付けておかなければならない書類は免許状とし、当該包括免許に係る手続を行う包括免許人の事務所に備え付けなければならない。

8・9 (略)

(定期検査の実施時期)

第四十一条の三 無線局の免許(再免許を除く。)の日以後最初に行う定期検査の時期は、総務大臣又は総合通信局長が指定した時期とする。

つては、当該特定無線局を開設した日)以後最初に行う定期検査の時期は、総務大臣又は総合通信局長が指定した時期とする。

(権限の委任)

第五十一条の十五 (略)

2 前項の所轄総合通信局長は、次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる場所を管轄する総合通信局長とする。

(略)	(略)
三の五 法第二十七条の二十九第一項の規定による登録に係る無線局(三の六の項に掲げる無線局を除く。)	申請者又は登録人の住所(法第二十七条の二十六第一項、 <u>第二十七条の三十一及び第二十七条の三十二並びに法第七十条の七第二項(法第七十条の九第二項において準用する場合を含む。)</u> に規定する届出にあつては、その無線設備の設置場所(移動する無線局にあつては、常置場所)
<u>三の六 法第二十七条の二十九第一項の規定による登録に係る無線局(第十条第一号に掲げる無線局に限る。)</u>	<u>その無線設備を設置しようとする区域(法第二十七条の二十六第一項、第二十七条の三十一及び第二十七条の三十二並びに法第七十条の七第二項(法第七十条の九第二項において準用する場合を含む。)</u> に規定する届出にあつては、その無線設備の設置場所)
(略)	(略)
五 移動しない無線局(三の四の項から三の六の項までに掲げる無線局を除く。)(十二の項に掲げる事項を除く。)	(略)
(略)	(略)

3～5 (略)

別表第二号の二の二(第11条の2の3関係)

(権限の委任)

第五十一条の十五 (略)

2 前項の所轄総合通信局長は、次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる場所を管轄する総合通信局長とする。

(略)	(略)
三の五 法第二十七条の二十九第一項の規定による登録に係る無線局	申請者又は登録人の住所(法第二十七条の二十六第一項、 <u>法第二十七条の三十一、法第二十七条の三十二及び法第七十条の七第二項(法第七十条の九第二項において準用する場合を含む。)</u> に規定する届出にあつては、その無線設備の設置場所(移動する無線局にあつては、常置場所)
(略)	(略)
五 移動しない無線局(三の四の項及び三の五の項に掲げる無線局を除く。)(十二の項に掲げる事項を除く。)	(略)
(略)	(略)

3～5 (略)

別表第二号の二の二(第11条の2の3関係)

無線局の種別	情報提供項目
1 地上基幹放送局及び地上基幹放送試験局（８の項に掲げる無線局を除く。）	1 (略) 2 免許規則別表第二号の二第１の様式の以下の欄に記載された事項 (1)～(3) (略) (4) 受信機の欄の <u>全て</u> の欄 (5)・(6) (略) (7) 給電線等の欄の <u>全て</u> の欄 (8)～(10) (略) (11) 発射する電波の型式、周波数及び空中線電力の欄の <u>全て</u> の欄
2 衛星基幹放送局及び衛星基幹放送試験局（８の項に掲げる無線局を除く。）	1 (略) 2 免許規則別表第二号の二第８の様式の以下の欄に記載された事項 (1)～(3) (略) (4) 受信機の欄の <u>全て</u> の欄 (5) (略) (6) 空中線の欄の <u>全て</u> の欄 (7) 給電線等の欄の <u>全て</u> の欄 (8)～(10) (略) (11) 発射する電波の型式、周波数及び空中線電力の欄の <u>全て</u> の欄
3 人工衛星局及び宇宙局（９の項に掲げる無線局を除く。）	1 (略) 2 免許規則別表第二号の二第８の様式の以下の欄に記載された事項 (1)～(4) (略) (5) 受信機の欄の <u>全て</u> の欄 (6) (略) (7) 空中線の欄の <u>全て</u> の欄 (8) 給電線等の欄の <u>全て</u> の欄 (9)～(11) (略) (12) 発射する電波の型式、周波数及び空中線電力の欄の <u>全て</u> の欄

無線局の種別	情報提供項目
1 地上基幹放送局及び地上基幹放送試験局（８の項に掲げる無線局を除く。）	1 (略) 2 免許規則別表第二号の二第１の様式の以下の欄に記載された事項 (1)～(3) (略) (4) 受信機の欄の <u>すべて</u> の欄 (5)・(6) (略) (7) 給電線等の欄の <u>すべて</u> の欄 (8)～(10) (略) (11) 発射する電波の型式、周波数及び空中線電力の欄の <u>すべて</u> の欄
2 衛星基幹放送局及び衛星基幹放送試験局（８の項に掲げる無線局を除く。）	1 (略) 2 免許規則別表第二号の二第８の様式の以下の欄に記載された事項 (1)～(3) (略) (4) 受信機の欄の <u>すべて</u> の欄 (5) (略) (6) 空中線の欄の <u>すべて</u> の欄 (7) 給電線等の欄の <u>すべて</u> の欄 (8)～(10) (略) (11) 発射する電波の型式、周波数及び空中線電力の欄の <u>すべて</u> の欄
3 人工衛星局及び宇宙局（９の項に掲げる無線局を除く。）	1 (略) 2 免許規則別表第二号の二第８の様式の以下の欄に記載された事項 (1)～(4) (略) (5) 受信機の欄の <u>すべて</u> の欄 (6) (略) (7) 空中線の欄の <u>すべて</u> の欄 (8) 給電線等の欄の <u>すべて</u> の欄 (9)～(11) (略) (12) 発射する電波の型式、周波数及び空中線電力の欄の <u>すべて</u> の欄

<p>4 固定局（9の項に掲げる無線局を除く。）</p>	<p>1 (略) 2 免許規則別表第二号の二第3の様式の以下の欄に記載された事項 (1)～(5) (略) (6) 空中線の欄の<u>全て</u>の欄 (7) 給電線等の欄の<u>全て</u>の欄 (8)～(10) (略) (11) 通信の相手方の欄の<u>全て</u>の欄 (12)～(14) (略) (15) 発射する電波の型式、周波数及び空中線電力の欄の<u>全て</u>の欄</p>
<p>5 地上一般放送局、気象援助局、標準周波数局、特別業務の局、基地局、携帯基地局、無線呼出局、陸上移動中継局、実験試験局及び海岸局（9の項から11の項までに掲げる無線局を除く。）</p>	<p>1 (略) 2 免許規則別表第二号の二第2の様式の以下の欄に記載された事項 (1)～(5) (略) (6) 空中線の欄の<u>全て</u>の欄 (7) 給電線等の欄の<u>全て</u>の欄 (8)～(10) (略) (11) 発射する電波の型式、周波数及び空中線電力の欄の<u>全て</u>の欄</p>
<p>6 航空局、無線標識局、無線航行陸上局及び無線標定陸上局（9の項に掲げる無線局を除く。）</p>	<p>1 (略) 2 免許規則別表第二号の二第4の様式の以下の欄に記載された事項 (1)～(8) (略) (9) 空中線の欄の<u>全て</u>の欄 (10) 給電線等の欄の<u>全て</u>の欄 (11)～(13) (略) (14) 発射する電波の型式、周波数及び空中線電力の欄の<u>全て</u>の欄</p>
<p>7 海岸地球局、航空地球局、携帯基地地球局及び地球局（9の項に掲げる無線局を除く。）</p>	<p>1 (略) 2 免許規則別表第二号の二第5の様式の以下の欄に記載された事項 (1)～(4) (略) (5) 受信機の欄の<u>全て</u>の欄</p>

<p>4 固定局（9の項に掲げる無線局を除く。）</p>	<p>1 (略) 2 免許規則別表第二号の二第3の様式の以下の欄に記載された事項 (1)～(5) (略) (6) 空中線の欄の<u>すべて</u>の欄 (7) 給電線等の欄の<u>すべて</u>の欄 (8)～(10) (略) (11) 通信の相手方の欄の<u>すべて</u>の欄 (12)～(14) (略) (15) 発射する電波の型式、周波数及び空中線電力の欄の<u>すべて</u>の欄</p>
<p>5 地上一般放送局、気象援助局、標準周波数局、特別業務の局、基地局、携帯基地局、無線呼出局、陸上移動中継局、実験試験局及び海岸局（9の項及び10の項に掲げる無線局を除く。）</p>	<p>1 (略) 2 免許規則別表第二号の二第2の様式の以下の欄に記載された事項 (1)～(5) (略) (6) 空中線の欄の<u>すべて</u>の欄 (7) 給電線等の欄の<u>すべて</u>の欄 (8)～(10) (略) (11) 発射する電波の型式、周波数及び空中線電力の欄の<u>すべて</u>の欄</p>
<p>6 航空局、無線標識局、無線航行陸上局及び無線標定陸上局（9の項に掲げる無線局を除く。）</p>	<p>1 (略) 2 免許規則別表第二号の二第4の様式の以下の欄に記載された事項 (1)～(8) (略) (9) 空中線の欄の<u>すべて</u>の欄 (10) 給電線等の欄の<u>すべて</u>の欄 (11)～(13) (略) (14) 発射する電波の型式、周波数及び空中線電力の欄の<u>すべて</u>の欄</p>
<p>7 海岸地球局、航空地球局、携帯基地地球局及び地球局（9の項に掲げる無線局を除く。）</p>	<p>1 (略) 2 免許規則別表第二号の二第5の様式の以下の欄に記載された事項 (1)～(4) (略) (5) 受信機の欄の<u>すべて</u>の欄</p>

	<ul style="list-style-type: none"> (6) (略) (7) 空中線の欄の<u>全て</u>の欄 (8) 給電線等の欄の<u>全て</u>の欄 (9)～(11) (略) (12) 発射する電波の型式、周波数及び空中線電力の欄の<u>全て</u>の欄
8 1の項又は2の項に掲げる無線局であつて、適合表示無線設備のみを使用する無線局	<ul style="list-style-type: none"> 1 (略) 2 免許規則別表第二号の二第1又は第8の様式の以下の欄に記載された事項 <ul style="list-style-type: none"> (1) (略) (2) 空中線の欄の<u>全て</u>の欄 (3) 給電線等の欄の<u>全て</u>の欄
9 3の項から7の項までに掲げる無線局であつて、適合表示無線設備又は検定合格機器のみを使用する無線局（10の項及び11の項に掲げる無線局を除く。）	<ul style="list-style-type: none"> 1 (略) 2 免許規則別表第二号の二第2、第3、第4、第5又は第8の様式の以下の欄に記載された事項 <ul style="list-style-type: none"> (1) (略) (2) 空中線の欄の<u>全て</u>の欄 (3) 給電線等の欄の<u>全て</u>の欄
<u>10 包括免許に係る特定無線局（第15条の2第2項第1号及び第3号に掲げる無線局に係るものに限る。）</u>	<u>免許規則別表第五号の五の二の様式の以下の欄に記載された事項</u> <ul style="list-style-type: none"> <u>1 無線設備の設置場所の欄</u> <u>2 適合表示無線設備の番号の欄</u> <u>3 空中線の欄の全て</u>の欄 <u>4 給電線等の欄の全て</u>の欄 <u>5 発射する電波の型式、周波数及び空中線電力の欄の全て</u>の欄
<u>11 包括免許に係る特定無線局（第15条の2第2項第2号に掲げる無線局に係るものに限る。）</u>	<ul style="list-style-type: none"> 1 (略) 2 <u>免許規則別表第五号の五の三</u>の様式の以下の欄に記載された事項 <ul style="list-style-type: none"> (1)・(2) (略)

	<ul style="list-style-type: none"> (6) (略) (7) 空中線の欄の<u>すべて</u>の欄 (8) 給電線等の欄の<u>すべて</u>の欄 (9)～(11) (略) (12) 発射する電波の型式、周波数及び空中線電力の欄の<u>すべて</u>の欄
8 1の項又は2の項に掲げる無線局であつて、適合表示無線設備のみを使用する無線局	<ul style="list-style-type: none"> 1 (略) 2 免許規則別表第二号の二第1又は第8の様式の以下の欄に記載された事項 <ul style="list-style-type: none"> (1) (略) (2) 空中線の欄の<u>すべて</u>の欄 (3) 給電線等の欄の<u>すべて</u>の欄
9 3の項から7の項までに掲げる無線局であつて、適合表示無線設備又は検定合格機器のみを使用する無線局（10の項に掲げる無線局を除く。）	<ul style="list-style-type: none"> 1 (略) 2 免許規則別表第二号の二第2、第3、第4、第5又は第8の様式の以下の欄に記載された事項 <ul style="list-style-type: none"> (1) (略) (2) 空中線の欄の<u>すべて</u>の欄 (3) 給電線等の欄の<u>すべて</u>の欄
<u>10 包括免許に係る特定無線局（法第27条の2第2号に掲げる無線局に係るものに限る。）</u>	<ul style="list-style-type: none"> 1 (略) 2 <u>免許規則別表第五号の五の二</u>の様式の以下の欄に記載された事項 <ul style="list-style-type: none"> (1)・(2) (略)

注 1・2 (略)

別表第四号 (第 39 条第 1 項関係)

第 1 法第 10 条第 1 項、法第 18 条第 1 項又は法第 73 条第 1 項本文、同項ただし書、第 5 項若しくは第 6 項の規定による検査 (法第 10 条第 2 項、法第 18 条第 2 項又は法第 73 条第 4 項の規定によりその一部が省略されたものを除く。)の結果通知書の様式

(表略)

注 1 (略)

2 包括免許に係る特定無線局の検査の場合は、「識別信号」とあるのは「包括免許の番号」と、「免許等の番号」とあるのは「特定無線局の番号 (免許規則第 24 条の 2 第 1 項第 3 号に規定する特定無線局の番号をいう。以下同じ。)」とする。

第 2 法第 10 条第 2 項、法第 18 条第 2 項又は法第 73 条第 4 項の規定により検査の一部を省略した場合の検査結果通知書の様式

(表略)

注 1 (略)

2 包括免許に係る特定無線局の検査の場合は、「識別信号」とあるのは「包括免許の番号」と、「免許の番号」とあるのは「特定無線局の番号」とする。

別表第四号の二 法第 73 条第 3 項の規定による無線局検査の省略通知の様式 (第 39 条第 2 項関係)

(表略)

注 1・2 (略)

3 包括免許に係る特定無線局の検査の場合は、「1 識別信号」とあるのは「1 包括免許の番号」と、「2 免許の番号」とあるのは「2 特定無線局の番号」とする。

別表第五号の二 免許人が総合通信局長に提出する無線設備等の検査実施報告書の様式 (第 41 条の 5 関係)

(表略)

注 1～4 (略)

5 包括免許に係る特定無線局の検査の場合は、「免許の番号」とあるのは「包括免許の番号」と、「識別信号」とあるのは「特定無線局の番号」とする。

別表第五号の三 免許人が総合通信局長に提出する無線設備等の点検実施報

注 1・2 (略)

別表第四号 (第 39 条第 1 項関係)

第 1 法第 10 条第 1 項、法第 18 条第 1 項又は法第 73 条第 1 項本文、同項ただし書、第 5 項若しくは第 6 項の規定による検査 (法第 10 条第 2 項、法第 18 条第 2 項又は法第 73 条第 4 項の規定によりその一部が省略されたものを除く。)の結果通知書の様式

(表略)

注 (略)

第 2 法第 10 条第 2 項、法第 18 条第 2 項又は法第 73 条第 4 項の規定により検査の一部を省略した場合の検査結果通知書の様式

(表略)

注 (略)

別表第四号の二 法第 73 条第 3 項の規定による無線局検査の省略通知の様式 (第 39 条第 2 項関係)

(表略)

注 1・2 (略)

別表第五号の二 免許人が総合通信局長に提出する無線設備等の検査実施報告書の様式 (第 41 条の 5 関係)

(表略)

注 1～4 (略)

別表第五号の三 免許人が総合通信局長に提出する無線設備等の点検実施報

告書の様式（第 41 条の 6 関係）

（表略）

注 1～5 （略）

6 包括免許に係る特定無線局の点検の場合は、「免許の番号」とあるのは「包括免許の番号」と、「識別信号」とあるのは「特定無線局の番号」とする。

告書の様式（第 41 条の 6 関係）

（表略）

注 1～5 （略）

附 則

（施行期日）

1 この省令は平成二十六年十月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この省令の施行の際現に免許を受けている設備規則第四十九条の八の三に規定する技術基準に係る無線設備を使用する空中線電力がワット以下の基地局は、この省令による改正後の電波法施行規則の規定は適用せず、改正前の電波法施行規則の規定はなお効力を有する。
- 3 この省令の施行の際現に設備規則第四十九条の八の三に規定する技術基準に係る無線設備を使用する基地局の免許の申請をしている者に対する無線局の免許については、前項の規定を適用する。